

令和6年

7月農業委員会総会議事録

■日 時	2024年（令和6年） 7月12日（金） 14：30～15：18	反 訳：西 都
■場 所	和泉市役所 本館 5－A会議室	速記株式会社
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（12名） 1 西川 文三 2 井阪 武範 3 飯村 りか 4 紀之定清五郎 6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 10 辻林 孝幸 11 福本 敏行 12 仲野 充 13 森 忠清 14 [欠席委員] 計（2名） 3 西辻 達佳 14 岡田 如弘 [事務局] 計（5名） 藤原美津子 仲野 文三 岸田 忠仁 伊藤 真琴 麓 信也	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 議案第4号 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事 務 局	それでは、ただいまから令和6年7月の委員会総会を進めさせていただきます。 開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。
友田会長	皆さんこんにちは。お忙しい中農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまから農業委員会総会を開催いたします。 今日の議題は大変少なく、短い時間になってしまうんですけども、また何か質問等ありましたら言ってもらったらええと思うんですけども。 今日は仲野課長にちょっとこの前の会議のやつ、ちょっとしゃべってもらおうと思ってますので、よろしくお願いいたします。 （会長挨拶）
事 務 局	それでは、本日の出席者数を事務局から報告願います。 本日の委員会に出席されております委員は12名でございます。 欠席の旨、連絡のありました委員は3番西辻委員、14番岡田委員でございます。 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。
友田会長	それでは、友田会長、議事進行、よろしくお願いいたします。 それでは、本日の議事録署名人には、5番紀之定清五郎委員さん、6番山口一美委員さんの御両名をお願いいたします。 （両委員の承諾あり）

事 務 局	それでは、議案書 1 ページをお願いいたします。 7 月委員会議事日程、議案第 1 号から議案第 4 号、報告第 1 号から報告第 2 号となっておりますので、よろしくお願いいたします。 議案書 2 ページをお願いいたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転 1 件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。 議案第 1 号、1 番、芦部町の物件につきまして事務局から説明願います。 事務局の伊藤でございます。 議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。 許可を受けようとする土地の所在は、芦部町で、地目は、田 1 筆、面積は 7 6 6 m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から 5 0 0 m、徒歩で 6 分の距離に位置しております。 譲受人は、耕運機及び噴霧器などを保有しており、農業従事予定日数は 2 0 0 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。 また、周辺地域との関係については、「周辺地域の農地に支障のないよう耕作します。」とのことです。 続きまして、地区担当の奥村委員から受けました調査結果を報告いたします。 「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田会長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 異議なしということで、議案第 1 号、1 番については許可することに決定いたします。 続きまして、議案書 4 ページをお願いいたします。 議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、賃借権設定 1 件に関する申請を、別紙のとおり定めるものといたします。 議案第 2 号、1 番、葛の葉町の物件につきまして事務局から説明願います。
事 務 局	事務局の麓でございます。 議案書 5 ページ、1 番についてですが、令和 6 年 7 月 5 日に代理人から「申請内容

友田会長	を精査するため申請を取り下げたい」との申出がありましたので、本議案から取下げとなったことを御報告させていただきます。 以上です。 説明が終わりました。 この件につきまして、所有者から申請の取下げの申出が代理人を通じてあったことから、議案第２号、１番については申請を取り下げるということで、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 異議なしということで、議案第２号、１番については取り下げることを決定いたします。 続きまして、議案書６ページをお願いいたします。 議案第３号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条の規定による農用地利用集積計画２件を、別表のとおり定めるものといたします。 議案第３号、１番、２番、室堂町、黒鳥町の物件につきましては、関連があることから一括説明願います。
事務局	事務局の伊藤でございます。 議案書７ページ、１番、２番について関連があることから一括して説明させていただきます。 物件の所在地は室堂町及び黒鳥町で、地目は、田５筆、面積は合わせて４，２６４㎡でございます。 貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の紀之定委員及び西辻委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田会長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 異議なしということで、議案第３号、１番、２番については許可することに決定いたします。 続きまして、議案書８ページをお願いいたします。

事務局	議案第４号、農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１１項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画１件を、別表のとおり要請するものといたします。 議案第４号、１番、久井町の物件につきまして、事務局から説明願います。 議案書９ページ、１番について説明させていただきます。 物件の所在地は久井町で、地目は、畑１筆、面積は、１，４０４㎡でございます。 貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の森光彦委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田会長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 異議なしということで、議案第４号、１番については許可することに決定いたします。 続きまして、報告案件に移ります。 議案書１０ページ、報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用１件を、専決により受理しましたので報告いたします。 議案書１１ページを御参照ください。 続きまして、議案書１２ページ、報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転１件を、専決により受理しましたので報告いたします。 議案書１３ページを御参照ください。 以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。 一応案件のほうは終わったんですけども、ちょっとここで、この前、会議に行ってきた内容を仲野課長からちょっと説明を願いたいと思います。
事務局	それでは、５月２９日に東京のほうへ要請書を提出してまいりました。 その要請書の項目の御案内と併せて、基本法関連３法について、簡単に御説明だけさせていただきます。 まず、先月の会長挨拶の中で御報告がございました全国農業委員会会長大会への出席に伴います地元選出国會議員への要請の内容でございますが、大きく６項目ございまして、１つ目が食料安全保障の確立に向けた施策の具体化。２つ目が地域計画の策

友田会長	定と実現に向けた支援。３つ目が農地の確保と効率及び適正利用。４つ目といたしまして、農業、農村を担う者の育成、確保。５つ目が農村の持続的発展等。６つ目が農業委員会組織の予算確保及び体制整備でございました。 また、この３法の法につきましては、食料・農業・農村基本法の関連３法が、６月１４日可決、成立いたしました。 同内容につきましては、委員会皆様に届いております６月２１日付発行の全国農業新聞にも記載されてございます。 関連３法のポイントといたしましては、食料供給困難事態対策法、農地関連法、スマート農業技術活用促進法でございます。 主な内容で申しますと、食料供給困難事態対策法の中に、食料供給困難事態対策本部の設置といった項目がございます。こちらは、特定の食料の供給が難しくなる兆候が認められた段階で対策本部を設置し、供給目標数量や各省庁の対策方針を決定、事業者への要請を行う、また、重要品目の供給が平時と比べて２割以上減るなど、国民生活に支障が生じると判断された場合には、食料供給困難事態と認定、輸入、生産拡大や、出荷販売調整の計画作成と届出を指示し、従わなければ２０万円以下の罰金を科すとされてございます。 また、農地関連法では、農地の権利取得の許可要件として、農作業に従事する者の配置の状況や、関係法令を遵守するなどとなっております。 また、スマート農業技術活用促進法では、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画並びにスマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画の認定制度を設け、これらの認定を受けた者に対する株式会社日本政策金融公庫により、貸付の特例等の措置を講ずるなどがございました。 内容については、簡単ですがこちらとさせていただきます。 以上です。 この前の会議に行ってきた内容について、課長から簡単に説明していただきました。新聞のほうにも載ってるんですけども、今聞いていただいて、何か質問がありましたら言ってください。 大体厳しくなってくるんですね。食料が２割以上減少したら政府が上からの規程で、こうなさいというような話になってくるとか。そういうふうな、今戦争が起ってますけど、そういう関係で食料がどうしても蓄えられないというようなものもありまして、そういう格好になってきたんだと思います。 農地に関係しましても、大変厳しくなってくると思っております。 農用地なんかの場合は、なかなかこの農用地を普通の農地に変えるというのも、大変厳しいかなと思ったりしてますので、その点も考えておいていただいたらええと思っております。 スマート農業、スマート農業というけど、この我々の地域でスマート農業というのは本当にできるのかどうかというのは疑問なんですけども、今、国ではスマート農業を進めようと一生懸命やってますけども。我々の小さな農家ですと、なかなかその機械を導入したりというのは、大きな投資が絡んでくるんで、そう簡単にはいかないかなと。今、私の地域では、善正地域、ハウス６０棟ぐらいやってる生協はありますけ
------	--

	ども、そういうところやったらスマート農業も、機械を入れて投資もできるやろうなと思ったりするけども、一般的にどんだけの投資ができるかというのは難しいところだろうと思ったりもしてます。 そんなことを、国ではそういう方向向けて、大阪府の農業会議においてもそういう形で、全国的に同じことを提案していってると。それが今回可決されたと。国会で可決されたということになっておりますので、農業に関する、農地の確保とか農業の生産関係とかいうことについて、厳しくなってくるということ、今までとちょっと違うなということに変わってくると、変わってきているということ、御理解しといていただいたらいいかなと思ったりしてます。 そんなところでございます。一応今の課長のほうで説明をさせていただきましたとおりでございますので、また新聞等を読んでよく勉強していただいたらと思っております。 この際、何か皆様方でほかに御質問ありましたらお受けしたいと思うんですけど、何かございませんか。
辻林委員	今若者に農業やってもらおうと思ったら、この前も農林会議で言うたんよ。ドローン飛ばしたいと。ほたら、免許証がいるんですよ。で、25万円ほどいるんです。これの補助もやっぱり出したらんと。
友田会長	私もそうやけども、脊柱管であんまり足が斜面上がりにくいんです。だから、やっぱり何か面積を確保するというより、継続して生産ができるように負担が軽くなるようなところに補助を出すとか、そういう形を取ってもらったら有り難いなと思ってんやけどな。
事務局	答えられるか。
辻林委員	補助の関係が、農業委員会ではなく農林担当というところに絡んでまいりますね。
友田会長	もう農林にも話した、この前。話して、そういうのに予算がつくかどうかちゅうの分からんからね。
事務局	辻林さんな、そのドローンの補助金というのは、これは今皆さんいてるから、農業委員会で要望出すことはできるよ。それは、そないして補助をもらうようにしたらええと思う。
友田会長	すごいええ話やからな、それはちょっと事務局な、ちょっと要望書いて、皆さんの判もうて、市長に要望出したらええねん。
事務局	農業委員会から出したらええやん。
友田会長	農林担当へ委員会としてこういう要望がありますということで。
	そう。ドローンの話は、農業委員会から要望出すことに皆さん了解してくれたら、それでやらせていただきたいと思います。
	よろしいですね。
	ちょうど時間になりましたので、本日は、委員皆様方にはお忙しい中ありがとうございました。これで農業委員会総会を終了いたします。
	ありがとうございました。

	閉会時間 15時18分 上記会議の顚末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。 会 長 委 員 委 員
--	--